



環審第21号
平成23年10月31日

徳島県知事 飯泉嘉門 殿

徳島県環境審議会
会長 近藤 光男



総量削減計画及び総量規制基準について（答申）

平成23年8月9日付け環管第611号より諮問のありました案件について、次のとおり答申します。

1 総量削減計画の策定について

化学的酸素要求量等に係る総量削減計画については、「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（案）」のとおりとすることが適当である。

なお、総量削減計画の実効を期すため、県民、事業者、関係団体等の理解と協力のもと、本計画の趣旨及び内容の周知徹底を図り、削減目標量の達成のための各種施策の効果的な推進に留意されたい。

2 総量規制基準の設定について

化学的酸素要求量等に係る総量規制基準の設定については、「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準（案）」のとおりとすることが適当である。

なお、この化学的酸素要求量等に係る総量規制基準の運用に当たっては、排水処理施設の適正な管理等により、削減目標量の達成がなされるよう指導されたい。